

議 事 日 程

- 日程第1 議案第71号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第2 議案第72号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第73号 瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第74号 瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第75号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第76号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第77号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第78号 瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第79号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第80号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第81号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第82号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第83号 平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	渡 辺 勇 人	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 雅 人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	今 木 浩 靖
-------------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第71号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第1、議案第71号瑞穂市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第72号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、この給与改定については、8月7日に人事院勧告が出されまして、民間給与との差が0.27%で、平均0.3%の引き上げと、初任給では2,000円の引き上げ、それから勤勉手当で0.15カ月分を引き上げるということで、これは7年ぶりのことでありまして、その意味においては当然過ぎることだと思います。しかしながら、実際の物価上昇率等々から勘案をいたしますと、これは実質的な賃下げの状態であることに変わりはありません。さらには、その改正といたしましても給与制度の総合的見直しということで、平成27年4月から給与表を平均で2%引き下げる。それから、とりわけ世代間、50歳代後半層ではちょっと賃金が高いということで、それを最大4%引き下げるというふうな格好になっております。一方で引き上げて、他方では引き下げるということなんですけれども、そこで、ちょっと結論だけお聞きをしておきたいと思っておりますけれども、この結果、生涯賃金として平均的な職員が実際に賃金に及ぼす影響、マイナス

ならマイナス、そうしたらどの程度のマイナスなのかということについて、ひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、関連して2つ目にお聞きをしておきたいと思えますけれども、そもそもこの給与制度の総合的見直しということについての基本的な見解。基本的な見解と申し上げましても、実際は国の方針どおりの提案をしているわけですから、それが基本的姿勢だと言えそうなんですけれども、さらにこの総合的見直しの内容についても、どういう評価をしているのかについて、もっと突っ込んでお聞きをしておきたいと思えます。以上です。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員さんの御質問の給与条例の改正に関して、27年4月からの総合的見直しという点と、職員の今回の27年4月に係る改正により生涯の賃金に与える影響という御質問にお答えをいたします。

まず、今回の給与改正における平成26年4月に遡及して適用した給与の引き上げについては、先ほど御質問にもございましたが、民間格差との比較からということで、御理解をしていただけるというふうに考えております。平成27年4月からの改正では、民間給与が低い12県の水準に合わせて、それを補う形で地域手当が6級から7級に置きかえられ、当市においてもその地域手当というのが該当する市になったものでございます。

生涯賃金という点においてという御質問ですが、本年4月に遡及する給与改定、26年の改正については、来年1月に昇給する給与と平成27年4月に改定する平均2%引き下げた給与表においては、1級の主事級においては全く変化がなく、変わってはおりません。また、2級の主任級においても12号給までは同じということで、これは新規採用からおおむね6年目までの職員については、今回の改正では何も不利益はないというふうに考えております。

では、そのほかの職員についてはどうかということですが、先ほど申しましたが、来年の1月が昇給月になりますので、26年4月に遡及する0.3%を上げた給与表で、27年の1月から2月、3月と支給をするということで、その後27年の4月から平均2%下げた給与に置きかわるものです。それが置きかわって、引き下がるんですが、その1月に昇給した給与は、3年間その減給給与が補償されるということで、瑞穂市にあっては金額的には地域手当が27年から1%ふえることによって増額というふうに考えています。その結果においては、27年には普通の昇給はあったというふうに考えております。当市においては、国から示された昇給抑制措置も講じておりませんので、27年については不利益も何もなく、あったというふうに考えております。

西岡議員の御質問の本意というのは深いもので、単に地域手当で補完されたというような問題ではなく、先ほど言われました実質生涯賃金という、今回の27年4月の改正によって28年、29年ということがどのように推移していくかということをお聞きをしておられることだというふうに

考えています。私が個人的に試算したところによりますと、先ほど申しましたとおり、採用後から6年目までの職員には何も変わってはおりませんので、給料も同じということで、影響はございません。

では、採用後6年から、試算によりますと47歳ぐらいまでの職員にあっては、27年の4月改正があったほうが、どちらかというと有利になっている。どちらかといいますと有利になっているというのは、若い人ではもう2年目からこの据え置かれた給与に到達して、給与が上がっていきますし、47歳ぐらいの者についても、3年目には到達していくというようなことで、仮にこの地域手当が27年に1%、28年に2%、29年に3%とふえることによって、どちらかというと有利になるというふうに考えています。

では、48歳から54歳までの職員にあっては、26年の給与改定後において1月に昇給する分と、27年の4月において2%下がる分で、最大8,000円ぐらいの差がその給与にあり、地域手当の1%プラス扶養手当なんかがあって1%も加算される。なおかつ、期末勤勉手当においても地域手当が加算されたとしても、ちょっとこの48歳から54歳までの職員にあっては、27年度改正がなかったほうがというような結論になります。

では、55歳以上の職員ということになりますと、55歳以上の職員は今の給与が3年間据え置かれておりますので、地域手当の分がふえるということで、昇給がない分ふえるということになるんですが、その3年間過ぎた後には減ってくるということになりますので、そのあたりも考慮しなければなりません。

瑞穂市にあっては、地域手当が支給されることになった市ということで、地域手当を勘案したのになりますので、近隣市町の地域手当が加算されない市とは若干状況や認識が違っておるということで、御理解をしていただきたいと思います。

最後に、27年の給与改定における評価ということについては、私のほうから申し上げるまでもありませんが、国の人事院勧告に従ってということで、それなりに進めていくというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほうお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若園五郎君） 西岡君。

○3番（西岡一成君） 全体的にいえば、やっぱり今回の人勧の勧告というのは、結局は大都市と地方とか、あるいは報告にあったように、高齢者と若い人たちの間、さらには一般職と技能労務職等々との、要するに分断だと思えますよ。そういう狙いを持ってやられている。総合的見直しのことについての基本的見解は、突っ込んで言われなかったんですけども、総合的見直しを言うのであれば、非正規の労働者に対する労働条件の改善策についてはどうなんですかということを知りたいですね。全くないんです。これからどんどん正を非正規に、現場を中心にしながら置きかえていく。その流れは、間違いなしに政府は持っている

思うんですよね。そういう流れの中で、今の総合的見直しと言いながら、職員間の身分の差による差別、分断なんです。分断と差別による、全体的には公務員賃金の総抑制政策なんです。やっぱりそういう観点から捉え直していかないと、一般質問でもやりますけれども、結果的には非正規の労働者に対する労働条件の改善策というものが、いつでもどこでも出てこないという状態になるんです。置き去りにされちゃうんです。そして、そういう労働者がどんどんふえてくるわけでしょう、比重がね。

だから、そういうことも含めて、さっきの人勧の勧告の中身というものを位置づけないと、そういうふうなお人よしの、地方自治体の執行部も職員もお人よしだから、なるほどそうかと、配分するんやと。分断と差別の言葉を裏返しですれば配分なんです。配分的見直しというの。本当に物も使いようによって、まるっきり逆なことをさももっともらしく聞こえるように言っちゃう。そうすると、一般の人はもうそれでだまされちゃう。普通の考えを持っている人たちはもうそれでだまされて、そうかなあと思っちゃう。だから今の質問は、具体的に一般質問の非正規の労働者の労働条件に対する基本的な姿勢と、そして今後の具体的方針に係る問題だから、あえてお聞きをしておきたいと思います。答弁はまあいいです。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

先般、部長以下7名の職員が懲戒処分を受けましたね。その受けた職員はこの条例から外すのか、みんなと一緒にやるのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 小川議員さんの御質問にお答えをいたします。

今回の給与の改正については、先ほど御質問にありました処分の対象となったといたしますか、懲戒処分の対象になった職員についても含まれておりますので、同様に処理をするということを考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川君。

○16番（小川勝範君） 今お聞きして、ほっと安心したんですが、ここで私は、議会で聞いていいのか悪いのかちょっとわかりませんので、要は処分はどういう組織で処分をされたのか、誰が処分の委員長であるのか副委員長であるのか、公式にやっておるのか、もしわかった範囲で結構ございますので、ちょっと答弁してください。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 職員の処分に関しては、担当の所属長が非違行為があったという内容

を秘書広報課長のほうに報告することになっています。それに基づきまして、秘書広報課長が今度私のほうに審査、いわゆる懲罰の内容を審査する組織がありますので、そちらのほうをやってくださいというような形で出るわけですね。その委員長は私が務めております。それで、一般には懲罰委員会と言われている、ちょっと今資料がないですけど、職員の懲戒処分をする委員会があるんですけれども、そこで内容を審理しまして、そして皆さんの判断を総合的に見て、合意を得てから結論を出して、それを私が市長のほうに報告する。市長はその報告に基づいて相応の処分を下すという手続になります。

今回の御指摘にありました職員についての処分ですが、一般の職員については文書注意であるというふうで、そしてあと管理職については、記憶のあるところでは、訓告というような内容だったというふうに記憶しております。そういった手続で行っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 16番 小川君。

○16番（小川勝範君） 私が聞いた範囲でございますが、例えば部長会が終わった後に急遽やるぞというように聞いておるんですね。要は、大変そんな重大な問題を、公式文書で各担当部長に出してやるべきではないかと私は思うんですね。どうも、先だってもちょっと総務委員会で確認したら、正式に文書は出しておらん。そういう懲戒処分というのは担当に正式に文書を出して、そしてその場でやるべきやないですかね。何か部長会の後にちょっと集まってくれというような方向で聞いておりますが、その委員さんは何名ですか。何人で聞いたんか、ちょっと聞いてください。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今の部長会議の後というのは、事前にメールで連絡をしておりますので、文書は庁舎内についてはできるだけ簡略にするということにしておりますから、部長会議のメンバーが多数おりますので、委員のメンバーは、教育長、それから企画部長、総務部長、市民部長、福祉部長、会計管理者、巢南庁舎管理部長、都市整備部長、環境水道部長、議会事務局長、教育委員会の教育次長といったメンバーで審理をしております。したがって、大半が部長職になっておりますので、あらかじめメールで連絡をして、部長会の終わった後にやるということでやっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若園五朗君） 16番 小川君。

○16番（小川勝範君） そこで何人出席されましたか。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） ちょっと手持ちに資料がないもんで、記憶にあるところでは、教育長

がたしか欠席だったというふうに思っております。あとは、皆さん見えました。そして、都市整備部長に関しては、自己の案件のときについては、除斥ということで席を外してもらった記憶がございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川君。

○16番（小川勝範君） そういう重大な問題を、要は今後正式にきちっとした文書でやっていただきたい。以上、質問終わり。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第73号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第3、議案第73号瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第74号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第4、議案第74号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党の松野です。

議案第74号の瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について、1点質問をしたいというように思います。

この74号については、行政手続の関係ですけれども、行政手続法からいきますと、35条が瑞穂市では33条ということになっておるわけですね。これはいいわけですね。この33条2項は以

前の2項を3項に、3項を4項に変更して、2項が追加されてきたわけですが、この2項については、行政指導に携わる者は当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならないというふうになっております。33条2項で1号から3号あるわけですが、1号は当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項を相手に示すこと。第2号については、条項に規定する要件について相手に説明をすること。第3号については、この条項に適合する理由を相手に示すこととなっております。

この行政手続法の2条を見ますと、2条の定義では、この法律において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによるとなっております。そこで、第1号では法律及び法律に基づく命令を含む、そして条例及び地方公共団体の執行機関の規則または規定を含むと、こうしておりますけれども、例えば現在当市の場合において問題となっております市道認定、ここでは要綱が制定されていますが、この行政手続条例の第33条第2項の行政指導をする際において、相手に示す1号から3号までのこの事項に該当しないものか。要綱であってもこの第33条第2項、行政指導をする際における相手に示す事項に準じて示せないのか。ここについて1点、お伺いをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 本来私ども市町村においては、法律に基づいて市町村が手続をする物件と、市町村独自の条例に基づいてお願いする物件がございます。上位法の法律があつて市町村がやっておる物件については、多分400件近くあるかと思ひますし、今回の道路認定等についても、都市開発の關係の法律があつてやる部分と、市の独自の部分があると思ひます。市の独自の部分については、この行政手続法に基づくものでございまして、本来であれば条例、また条例に基づく規則というところにあるかと思ひます。ですので、開発等に關係するものについては、当然この行政手続法に基づいてきちつと捉えていく必要があつてと思ひますけれども、それ以外のものについては行政指導というところまで、お願いという部分ではないかなというふうにも考へては思ひますが、こうしたお願いについても、どこまでが行政指導でというところは非常にまた難しい見解があつてと思ひますので、ちよつとそのあたりについてはもう少し検討することが必要だと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） どうもこの手続法について、準じていないような意味の回答だつたというふうでいいですね。この市道認定において、今まで明確な基準もないのに、また統一的に認定を行つてきたんですね。それから、今までも明確な基準もなく統一的に認定を行つてきたというふうですかね。また、どう言つたらいいんですかね、統一をできなかったのか。また、

不明瞭であったが、行政指導をする際において、相手に示す事項に今回の行政手続法の改正に準じて行うようにしないとしないのではないかとというふうに考えておるわけですが、どのような考えでお見えかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（若園五郎君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今の御質問の行政手続法と条例の関係なんですけれども、行政手続法というのは、国がなす行為が中心になってきますんですね。この行政手続法の第46条に、地方公共団体の措置ということで、ちょっと条文を読ませていただきますと、地方公共団体は第3条第3項において、第2章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届け出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないという規定があるわけなんです。これを受けまして、市では行政手続条例というのをつくっております。

今回は、その行政手続条例の改正を行うものでございますが、行政手続条例の第33条に行政指導の方式というのがありまして、それがややも行き過ぎる面があるというようなことで、要綱とか内規というのはあくまで一つの物差しでもありますけれども、本来は、先ほど議員も申されたように、強制力がないわけなんです。法律でいう例規というような、拘束力がないわけなんです。要はお願いというか、指導の範囲でございますので、それをややもすると行き過ぎるということで、今回こういった改正も出されたというふうに解釈しておりますが、問題となっております内規については、別に瑞穂市の場合は公文書規程というのを設けておりまして、どういったその文書が位置づけをしておるかということを定めております。そうしますと、その中で本来は告示とか公示といった手続を経ておれば、これは公にも示した文書であるということになってくるわけでございますが、今申し上げた件に関しては、行政手続条例の第34条に、複数の者を対象とする行政指導という項目の中で、同一の行政目的を実現するため、一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関はあらかじめ事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内規となるべき事項を定め、かつ行政上特別の支障がない限りこれを公表しなければならないという規定がございます。その規定というのは、まさに要綱あるいは内規であっても公示とか告示行為が必要であるという解釈でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（若園五郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第75号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第5、議案第75号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野です。

議案第75号の関係です。今回、延長保育等についての保育料が議案として出ております。利用日数の関係からいきますと、1カ月15日以上継続的に使用する人は月額8,000円の保育料を納入すると。この子供たちが午前延長をする場合は月額120円、午後延長する場合は保育料月額1,600円。それと長期の休業日は学年初めと終わりと夏季、それから冬季とあるんですけど、こういったとき利用する場合は第9条第4項、また土曜日を利用する場合は第5項に延長保育料が示されておりますけれども、この積算根拠ですね、お金、これについてどのようになっているのか。まずお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 最初に、延長料金の1,600円と120円のほうから説明させていただきます。

午後の延長料金の1,600円につきましては、今補助職員を使っておりますが、その賃金を割り戻して計算して1時間の単価を出したということで、平日は月25日実施するというので、その25日掛ける65円ということで、大体約1,600円という数字を出しておりますし、120円の月額につきましては、学年末とか夏季とか休業日の期間につきましても延長保育料、午前の延長と午後の延長を合わせて300円ということを決めております。その関係で、この休業日がそれぞれ4つありますけれども、足すと全部で46日あります。それで、その4つの期間の午前延長の金額が学年初めで150円、夏季休業日で950円、冬季、学年末でそれぞれ150円ということで、これを合わせると1,400円になると。これを12カ月で割ると大体約120円ということで、これにつきましては平日利用の方を基準にして、毎月朝の延長を使う方については、毎月120円を払っていただく。それから、午後の延長を使われる方は毎月1,600円を払っていただくということで計算しております。ですから、平日を利用される方については、休業日関係なく毎月その8,000円と延長料金を払っていただければ、年間通して利用できるということになります。

それから、第9条の月額金額のことでございますけれども、これも月額8,000円については、平日の方の月の計算になっておりますので、これを学年初めの休業日については5日として計算しておりますし、夏季休業日については30日、冬季については6日、学年末については5日、こ

れで大体日にちに応じて設定しているということです。ただ、放課後児童クラブを当初始めたときに若干の調整があったということで、例えば新旧対照表の2ページ、3ページを見ていただきますと、学年休業日は5日で3,000円、それから冬季休業日は3,500円ですけど、これは6日になっています。それから学年末休業日は2,500円になっています。これは5日間になります。学年初めの5日間、それから学年休業日の5日間、同じ5日間ですけども、ここに500円の差があります。これは、当初学童保育で休業日をやることが始まったときに保護者との間で調整されて、同じ5日なんですけれども、若干の差が出ているというような状況になっています。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 教育次長から今説明がありましたんですけども、長期の場合は、学年初め、あるいは夏季の休業日の保育料ですけども、これについても、例えば年始初めですと3,000円ですので1日600円やね。それが学年末やと1日500円と。それから、例えば冬季ですと6日で3,500円ですから、600円ぐらいになるわけですね。そういったお金の整合性、一律ならいいけど、1日500円なら500円、300円なら300円とこうしたほうが、なぜこうなっているの、よくわかりませんけれども。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについては先ほども言いましたけれども、年間の職員賃金を割り戻した数値でいろいろ計算して、いろいろ端数も出てまいります。端数の処理をできるだけ整数に近い形に置きかえておりますので、こういう差が出てくるということで、事務局としては計算式で出てきた近い数字で対応しているということです。御理解をお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） ではもう1点聞きますけれども、午前の延長のときは月額120円ということですね。午後になりますと月額1,600円ということですけども、賃金の話をしてもらったんですけども、これは臨時職員と正職員と、どちらがお世話になっておるんですかね、まず。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これは臨時職員をもとにしております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 臨時職員の方をお願いをされているということですけども、月額

120円と、もう一つのほうは1,600円と、午後は1,600円で午前は120円やねえ。これいかにもおかしいですね、数字的に。私は思うんですけども、これは15日以上使用されている方の対象になるわけですけども、午前中15日やっても120円、午後15日やっても1,600円ですね。そういう意味の解釈でいいんですね。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 平日が対象ですので、たまに1日、2日休まれる方もあるかとは思いますが、通常親さんが毎日働いてみえるということですので、申し込みのときには年間を通して使うということをお願いしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 午前中は7時半から8時半までですか、午前延長は。午後は、そこだけまず。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 平日は放課後から6時までですので、平日は午前中がないんです。休業日のときだけ、この46日間だけ午前の延長というのが発生いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 延長時間、午前も午後も、多分1時間なら1時間が延長という時間をとられた場合に、120円と1,600円というのはいかにも異常値に思うわけですね。午後は1カ月120円にしてもいいんじゃないですか。午前が120円。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 基本が平日の放課後児童クラブを対象にしております。通常平日で延長というのは夕方になりますので、夕方が基本ということで、この1,600円を出しておりますが、この120円については、先ほど言いましたように、休業日の間だけお子さんを放課後児童クラブに預けられる方が対象となります。今、190人ぐらい実際に平日を利用されている人がありますが、プラス休業日についてはそこへ20人、30人という方が上乘せされるわけですけども、その休業日期間だけ預けられるという人の対象者が少ないということで、私のほうとしましては、休業日については午前の延長、それから午後の延長を合わせて300円という設定をしております。

そういう中で、当初午前、午後も合わせて300円だったんですが、子ども・子育て会議の中で、午前と午後の延長をそれぞれ分けたほうがいだろうということで、それぞれ半分ずつということで分けました。その中で、午前の延長だけ使う人、それも通年、平常時は午前の延長を使いませんけれども、そのときだけ使うという方については、休業日を足した分の金額を平

均したもので設定したと。これはやっぱり、休業日を使われる方を特に優遇というか、配慮したというような形で設定をしております。ですから、休業日はこの値段ですので、当然平日の方が使われる場合もこの値段と一緒にしたいということで設定をしました。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、延長部分については、基本的には1日300円ということで設定されておるわけですね。設定というのは300円というお話をされましたね、今。これを単純にいきますと、午後の延長する方は、1日65円ということやね。1日当たりになりますと。そうすると午前の方は120円やで、ほとんど利用されないということで120円としますと、185円になるわけですけれども、当市としては延長保育については目安としては300円ということですね。先ほど300円と言われましたね、次長。ここら辺の整合性というのはどうなっているんですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほども申しあげましたように、休業日だけ使われるという人の対象者というのは非常に少ないんです。ほとんどが、通常に使われる方がそのまま休業日も使われるということですので、その辺、利用者が休業日だけ困って使われる方を配慮したということで、午前と午後の延長を300円ということに設定をいたしました。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 話がうまくかみ合いませんので、文教厚生の方の委員会の中で取り上げていただければ幸いです。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第76号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第6、議案第76号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第77号について（質疑）

○議長（若園五郎君） 日程第7、議案第77号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五郎君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 8番 松野でございます。

第77号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の議案の中で示されているのは、団長から部長さんまでの報酬を下げる件でございます。その前に、ことしの6月5日に、議案第38号で同様の類の議案が出ております。これについては国の方針といいますか、そういったものの法律に基づいてきて、団員の報酬等を3万円から3万6,500円に、この6月の議会で上げさせていただきました。今回は、団長から部長さんまでの報酬を下げるという案件でございます。これがこの6月のときに同時にやればいいんですけども、これをわざわざ6月と12月に分けた理由。一遍にやればいいと思うんですけども、まずそこから聞きたいと思います。

○議長（若園五郎君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） お手元の資料の77の2というのが、県下の消防団員の報酬の大体の一覧表でございます。それで、交付税等に算定されている金額に合わせてみえる市町村が半分ぐらいと、そうでなくてというところというふうに大きく分かれておるといような感じを受けます。

それで、先ほど言われたように、消防団員の団員さんについては、うちがかなり低かったのということで、交付税の基準に合わせてもらうということで、6月にお世話になったところでございます。これにつきましては、やはり団員さんの確保ということで考えておりました。ということで、この表については当初から消防団員の役員会等に出させていただいて、このような状況やと。上のほうの方については、なかなか言いづらい部分がありますがということで話をしておいた部分ではありますが、十分な納得を得る必要があるということで、一度に6月にできなかった部分は、ちょっと考え方からいけば同時がよかったかと思っておりますけれども、なかなか十分な協議ができなかったということで、今回に至っているということで、よろしく願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 消防団員を確保するために団員の報酬等も交付税の関係の単価に合わせてきたわけですが、私は、消防団員というのは各地域においても自治会を通していろいろ確保しているんですが、なかなか団員になってくれる人がいないというのは現状だというふうに思います。それも、そんなような状況については行政側も認識をされておるとは思いますけれども、自治会がそういった団員を確保する場合に、それなりに、少額でございませぬけれども、ほとんどの各自治会が団員に援助をしておるという状況にもかかわらず、役職の団員さんの報酬を引き下げるといふことは、いかにも情けないなあというふうに思いますし、先ほどお話の中にありましたように、この表を見せて説明したということですので、これを見せられたらやっぱり何とも言えないですね、団員さんは反論したくても。これはそれぞれの自治体によって、任意にお金を決めればよいんですよ。右に倣えやなくなつて。非常に自治会は困っているんですよ。補助しておるんですよ。それにもかかわらず行政は下げてくる。

いろんな部分で、例えば自治会長の手当、自治会への還付するお金も下がってきましたね。下がりましたね。下げることばかりがいいとは限りませんよ。要るものについては、やはり必要なものはどんどんお金を使っていってくださいと、こういう構えでいかにいけないうすけれども、そういった実態を、自治会の連合会の中で話があると思うんですけども、総務部長はどのように認識されておるか、お伺いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） まず消防団につきましてですけども、本当に地域の皆さん方が消防団の確保ということで困ってみえることは十分承知をしております。特に消防団員は、なつてしまった方は別にお金どうこうということは、余りそういう気持ちはないと思います。それ以上に今大変なのは、やっぱり勤務時間が非常に遅くなつておるといふことで、やはりほとんどが土日なんですけれども、通常の勤務の時間も大体9時、10時というのが、瑞穂市の方は非常に多いということですし、土曜日、日曜日でも結構皆さん働きに行つてみえるということ、そうした勤務状況と合わないという部分が一番の最大原因だと思います。若い人たちも何とかやりたいという人も見えますし、今そういう点では、皆さん十分話し合いをした中では、やっぱり勤務状況が一番大事だよと。お金のことについては余りそうどうこう言う議論はなされておられませんし、そのようなニュアンスは受け取つておりません。逆に言えば、団員につきましてもこのような状況でありますし、消防互助会というところからもいただいています。これについても一応また引き続きということで、自治会のほうからも要請を受けていますけれども、手当だけをいへば、非常に高額な部分に該当するだろうと思つたりもします。

それで、先般も自治会長と福祉協力員さんと民生委員さんの会議がありましたけれども、高

いお金がいいんじゃないかという話は十分ありがたいお話だと思いますが、本当に他の市町等を見てみますと、ボランティアでという部分がかなり多い部分を占めておるということもございますし、また自治会長会議の中でも、自治会長さんはほとんど今1年ごとです。1年ごとの中で、ここまでもらうのはどうかと思われる方のほうが、この下げるときの協議の中では、皆さんそれぞれお話を差し上げたところがございますが、そういう御意見のほうが多かったような気がいたします。ですので、やっぱりいろんな役をやるときには、長くやっていただけるということは、ボランティアでみんなが支えているから長くやっていけるという方向に持っていないと、お金を払ってあるからおまえに任せたとことでなくて、やっぱりみんながお互いに力を合わせて進んでいくんだよという中でいろんな役割を決めていただくと。1つの役職を持って集中するのではなくて、組織と同じように地域の中でも、お互いにいろんな役をやりがてらお互いに助け合うという方針のほうに少し傾けていったほうが、今後の将来の瑞穂市の地域のあり方に、また今進んでいる方向はその方向だと思いますので、金額等もっと上げたらいいんじゃないかという話は非常にありがたい部分もありますが、そのあたりを含めて、皆様の御意見をお聞かせいただきがてら進めていけたらよろしいかと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野君。

○8番（松野藤四郎君） もう1点確認ですけれども、この消防互助会からの助成金というのは、何か廃止をするようなことを検討されているということをお聞きしたんですけれども、これについては27年度以降も現在のままでいくということですか。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 消防互助会の300円、以前集めておったものはもう廃止をするということで、これは決まっています。それで今の残金については、先般の会議の中では基本的には引き続き残金の部分については、四、五年分ありますけれども、火災の見舞い等、団員さん1人当たり1万円ということということで進めてはどうかということで、おおむねまとまっておりますので、来年の4月、再度総会で報告をして進めるということですが、今のところは互助会としては集めずに、あるお金でもって見舞金と消防団員への手当ということで進めていく予定でございます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第78号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第8、議案第78号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時24分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第79号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第9、議案第79号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

先日の全員協議会におきまして、福祉センター等改修工事設計業務の委託業務伺書の表紙のみの配付がありました。表紙だけの配付であり、なぜ中身が示されなかったのか、さらに何かあるのではないかと思うところでもあります。さらに、その全員協議会における質疑に対して市長の答弁で、中は余り見ずに判を押したとの説明があり、なおかつ部長、副市長、市長と確認の日付の印を押しているのに、課長のみの責任となってしまったとの感じを私は受けました。市長がしっかりした内容を確認すること自体が職員の成長を促し、やる気、責任を引き出すのではないのでしょうか。人材育成の言葉に「地道に超える魔法なし」という言葉があります。職員が地道に一生懸命つくった書類です。幹部は精読、精査するのが当たり前です。

そこで質問させていただきます。なぜ表紙だけ配付したのか、何かお考え方とか意図があったのではないかと思います。どうして表紙だけ配付されたのか、まず質問させていただきます。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 業務伺書の一番上の決裁欄のコピー、ここを皆様にお示ししたとこ

ろでございます。こちらにつきまして、どういった経過で決裁がなされたのかという御質問だったかと思えます。そういった経緯から、一番上の決裁欄のコピーを皆様に差し上げたというふうに記憶しております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 私が思うところ、この表紙を見ますと、199万8,000円と設計金額のところに書いてございます。恐らく、執行部の方々の意図的な部分を、私が察するにですが、4,400万の説明のために出されたのであって、それで表紙だけ。恐らくこの2枚目、中身には何が書かれてあったのか教えてください。お願いいたします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） この後には、これの設計のもととなるものが、積算、そういったものがついております。これにつきましてはまだ事業が着工前の数字、中身のものがついておりますので、そういったことも関連して、次ページ以降、そういったものが見せすることもできないということもあったかと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） その中のほうですが、ほかの委員会から1,000万円の記載があったというようなことも一部伺っておりますが、これは伺っているだけでございます。そういった記載はなかったのですか、あったのですか。お答えください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 数字の入っていない仕様書ですね。それらのものにつきましては、前回皆様方にお配りしたと思っておるんですが、なかったでしょうか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） そのような仕様書、1,000万円と記載されているものは、私ども文教厚生委員会で見ただけでございます。そして、全員協議会の際の資料にもそれは含まれていなかったと思えます。

[発言する者あり]

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前11時03分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、6番 棚橋敏明君の10月30日の総務委員会の資料の請求のため、休憩いたしました。

その資料をただいまから配付します。お願いします。

〔資料配付〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今いただいた資料を見ますと、2ページ目に目標工事額1,000万円という記載がありますね。それでこの資料自体は、いつ、何日につくられた資料なんですか。月日を教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（若園五郎君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） この設計のついておりますのは、棚橋議員が最初におっしゃられました、業務伺書のコピーを配ったというところのこの業務伺書の中についておるものでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） ということは、先だつての全協のときに、この委託業務伺書に市長の判こ、そして副市長の判こ、部長の判こ、それから課長の判こあるわけなんですけど、ということは、この書類の下にあったとすれば、ずばり申し上げまして、市長は先だつてのときに、私は中は余り見とらんわというような御答弁があったような、御説明があったように思いますが、副市長及び部長は同じように中を見ておられなかったんですか。この8月25日、奥田副市長の丸印を押されたとき、そして高田部長が8月25日に押されたとき、これが要するに添付されていたということを今高田部長から聞きましたら、中を見ずに判こを押されたのかどうか、おのおのお答えください。

○議長（若園五郎君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 中身につきましては、それぞれ見たつもりではございましたが、1,000万というところの数字、これが妥当かどうかというところの判断というところまでは、その時点では私はできておりませんでした。以上です。

○議長（若園五郎君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私も判こを実は押しております。その中で、積算書というのがあるんですね、金額を。そこの積算書については、ちょっとチェックをさせてもらったんですけども、この仕様書の設計条件の1,000万ということについてはちょっと見落としたということでございます。先般の11月14日の文教厚生委員会の協議会のときにもお話をさせていただいたんですけども、目標工事額1,000万円、税込みまたは税抜きといったような表現は、非常に不適切な表現なんですね。こういう曖昧な表現をするということは、普通は考えられないんですけども、中まではずうっと目は通していない状況で判こを押したということでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） さらに私思います。もう一度もとに戻りますが、先だつてのときに、これを本当に包み隠そうとされたんじゃないかなろうかなあと、ついつい疑念を持ってしまうんですけども、なぜつけられなかったということと、それと同時に、これを見て、結局入札の前にこれを情動的にどなたかが知られて、それで45万という入札をなさってしまったんじゃないかなろうかなと。だから、ほかの方々の入札の金額と大きく差異が発生したんじゃないかなろうかなと。

〔発言する者あり〕

○6番（棚橋敏明君） ああそうか、だからですね。いや、わかりました。ということは、だからここから45万が発生したということで、解釈でよろしいわけですね。わかりました。

そしたら、その次にちょっと移らせていただきますが、今皆様方の先だつての全協での市長の答弁、御説明、それから高田部長からの今の御説明、それから副市長からの説明、3者に本当にびったり当たりますのが、私ずばり申し上げまして、職務怠慢だと思います。こんな大事なことですよ。それと同時に、その後に私はどこかで、どなたがおっしゃられたかわかりませんが、現場の視察のときだったかもしれませんが、そりゃあ1,000万ではできないですよというイメージの話もちらちらと聞こえはしました。ということは、当初から1,000万なんて誰が考えてもおかしいんじゃないかなと思うぐらいの1,000万の記載じゃないかなと思うんですが、私はここに明らかな職務怠慢ということを感じますが、3名の方どう思われますか。部長、そして副市長、市長と、職務怠慢について、私はちょっとお答え求めたいです。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） そう申されたことに対しまして、深くおわび申し上げますとともに、そういう指摘がされてもいたし方ないというふうに反省をいたしております。以上です。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今棚橋議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、先ほど何か1,000万じゃできんからと、私は1,000万という認知をしたのは、この補正予算のときに担当課長が1,000万という話をしたので、とても1,000万じゃできん仕事じゃないかと、個人の住宅でも水回りをなぶれば四、五百万かかるのに、1,000万ではちょっとできんよという話をして予算算定をした記憶がありますので、仕様書にも1,000万と書かれているということは、そのときに私も実は知らなかったということなんですけど、知らなかったことは本当にまことにあって、今おっしゃった職務怠慢以外何もないというふうに感じております。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからおわびを申し上げたいと思います。

この業務伺書は、全協で全てに配らせていただきました。私はこの業務伺書だけで判断をしました。ということは、この総合センターの改修につきましては、文教でも現場を見ていただいておりますが、私も2回見に行っております。ですから、特に入浴等をやりました、ああいっただころの施設は全部タイルでございますし、あれを改造しようと思ったら相当かかる。私は建築に関係しておりました、過去民間におりますときしておりましたので、最低四、五千万はかかるぞと、こういうのが頭にありましたので、この199万何千円の設計料、ちょっと5,000万のあれにしてはちょっと高いけれども、まあ入札で安くなるやろうと、そういうところから私これ中身を見んと、これだけでこの問題が判断ができたといいますか、中身の1,000万というのはそこまで見ていない。現場を私は二偏も見っておりますので、少なくとも最低四、五千万はかかるだろうと思っておりました。そういうところからいったら、この設計料、ちょっと高いかなと思いましたが、入札でそれは下がるだろうという判断で、この中身を見んと押してしまった。そこにもっと精査をしておればよかったというところ、本当に申しわけなかったなどこのように思っておるところでございます。

いずれにしてもこの事業は、はっきり申し上げまして、来年度からの本当に市民のための大事な事業でございます、市民のことを考えていただきまして、皆さんの賢明な御判断をいただきますようお願いを申し上げて、私のおわびの答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 私自身も実際問題は、この生活困窮者のための相談室の設置をすること、これも既にモデル事業ということで、先だつての全協でもお話しさせていただいたとおり、草津そして各務原と視察させていただいて、これは絶対必要だと思っているものです。

ただし、私はそのことと違って、こちらのお金の予算のほう、1,000万から4,400万、4.4倍、そして一番最初の、結局設計監理は45万で入札がされた、この経緯の中において、非常に私は何か不可思議さを感じる。そこへもってきて今度表紙だけ出して、そして課長に責任を負わせようとする。私、これは本当に大きな大きな瑞穂市の何か汚点じゃなかろうかなと思います。

先だつても、このこととは別に例の市道認定のことで、本当に職員がかわいそうだからということで、市長に対する問責決議ということで、私発言もさせていただきました。その後、率直なこと言ひまして、いろんな研修に行きますと、何であんなあんなことをやったんやということで、市の元幹部の方々から批判も受けました。そしてまた、現在の幹部の方からも、もう本当に電話を入れても電話をとってもらえないようなことも二、三ありました。本当に、私何でなのかなと思います、ただ私、今市役所の中で事なかれ主義みたいなものが蔓延しているんじゃないかなと思うんです。私はこれが悲しいんです。何か事なかれ主義で、それでやは

り傷を負いたくない、そうしてどこかになすりつけよう的な、これまたちょっと考え方を変えれば、大きな大きな税金の無駄遣いだと思います。例えばこう言って、このことで何回も何回も繰り返していることだけでも、多くの執行部の方々の人件費、やっぱりこれは大きな大きな税の損失です。もうちょっと素直に出すものは出して、やっぱり討論するものは討論をすべきだと思いますし、例えば文教厚生委員会におかれましても、もっとさらにこういったことも出していただければ、後になってこんな大きく大きく増幅することはなからうと私は思います。

ですから、まず事なかれ主義、そしてこれが税金の無駄遣いにつながっているんだということを再度執行部の方々は認識なさって、これは課長だけの責任でなく、それを指摘できなかった幹部の方、こちらにも私は明らかに責任があると思います。今後これをどのようになさるか、ここで答弁は求めませんが、しっかりと考えて行動なさっていただきたいと思いますし、それと先ほど申し上げました、人を育てるために逆にこういったものを利用していただきたいんです。職員を育てる。やっぱり一種の会社みたいにして従業員を育てるのと同じだとおっしゃられた市長の以前の言葉は、私はいまだに信じております。本当に今、人材育成の中で地道を超える魔法なし、これが人の育て方だと言われています。どうか幹部の方々、考え方を改めていただき、それが税金の無駄遣いを避けることにもなるわけですから、再度このことについてもう一度考えていただきまして、また委員会のほうでやっていきたいと思います。よろしく願います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

1点、聞きます。まず福祉センター改修費4,576万、仮にこの定例議会で通りますわね。そしてすぐ通って繰越明許で4,576万、繰越明許で送っておるでしょう。この繰越明許で送るということは27年度に送りますので、仮にこの定例議会を通して、すぐ工事をやるのか、来年度やるのか。ちょっとそこら辺のところを確認したいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） もしこの12月議会で皆様方にお認めいただければ、すぐに工事着工にかかりたいと思っております。ただ、時期的なこともございます。3月にできればいいんですが、今のこれから12月議会が終わってから準備にかかってということになりますと、3カ月または4カ月、そんな期間の設定が必要ではないかと、そういうところを考えておるところでございます。予算がお認めいただければ、工事にはすぐに、事務的にも取りかかりたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） それなら、4,576万をこの定例議会に繰越明許で送らずに、3月でいいんじゃないですか。3月で。3月定例議会で繰越明許で送ればいいんじゃないですかね。先だつての臨時議会でもこの予算等について、そのときは繰越明許が上がっておらんのでしょうか。あれから何日たつんですか。どうですか。要はそういうことをやるならやるで、きちっとやるということ言えばいいんじゃないですか。先ほど棚橋君の質問の中でも、何か答弁を見ておると、何かあやふやな感じで。先だつての全協でも平塚君が説明に来たでしょう。普通からいったら全協で課長が説明なんてないですよ。普通部長が説明するんじゃないですか。要は、部長が知らんで課長に説明させたんでしょう。そういうことはきちっとやってくださいよ。今の答弁してください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 工期的に3カ月ほどかかるのではないかとというふうに予想しております。前回臨時議会でお示ししたあの期間で、3月いっぱいぎりぎりであろうという判断をしておりました。そうした日にちの設定からしますと、今のこの12月議会補正終了後に取りかかったといたしましても、3月での完成というのは無理というふうに考えておりますので、繰越明許という手法をとらせていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 先ほどの繰越明許、予算を組んで繰越明許というのは、私も何年か議員をやっておるんですが、これ初めてなんです。余り記憶にないですよ。大体、どうしても予算組んで、いろんな工事の着工がおくれるというふうで、次の定例議会かそこらに繰り越しを送るんですよ。これは誰が予算組んでおるの。森企画部長かね。森企画部長、答弁してくださいよ。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 小川議員さんの御質問にお答えします。

今回の工事の繰越明許というのは、福祉部のほうからどうしても早く工事にかかって完成したいという思いから繰越明許をかけて、早ければ4月、また5月には活用できるようにということで繰越明許をかけてありますので、よろしく願いをいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 瑞穂市でも福祉ってこれ、大事なことです。岐阜県下でも本当におくれた市なんです。だけど内容等を、先だつての臨時議会で、こういう大きな問題を上

げてくるなんて、何でその前の6月定例議会で上げておらんですか。要は物を真剣に考えておらんでしょう。臨時議会で1日でやろうとしたんでしょう。これを委員会付託して、1週間かかってやったんですよ。

今後、こういう大きな問題をもう少し担当が連絡し合って、それで、私は知らなんだとか知ったとかいう問題やなしに、みんなが一つになって大きな問題のプロジェクトを組まなくちゃいかん。私は知らなんだ、判こは押したけど中身見とらへんと、そんなこと通る話じゃないですよ。そういうことが今後ないように、ぜひ注意してください。終わり。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第80号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第10、議案第80号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第81号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第11、議案第81号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第82号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第12、議案第82号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第83号について（質疑）

○議長（若園五郎君） 日程第13、議案第83号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第71号から議案第83号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（若園五郎君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時29分